

## 令和7年4月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時 令和7年4月25日(金)  
午後3時00分 開会 午後3時21分 閉会

2 場 所 銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長職務代理者	松崎 繼雄
委 員	安藤 清
委 員	大木 かおり
委 員	藤本 一雄

4 出席職員

学校教育課長	本田 拓二	社会教育課長	小川 正俊
教育総務室長	稻垣 雅美	学校教育室長	佐原 輝美
指導室長 (小児言語指導センター所長兼務)	鈴木 貴子	学校給食センター所長	川村 文孝
生涯学習室長 (青少年文化会館長兼務)	藤井 寿代	青少年指導センター所長	栗原 耕次
市民センター所長	岡野 弘美	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長 (体育館長兼務)	黒田 浩章	文化財・ジオパーク室長 (ジオパーク・芸術センター所長兼務)	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	鴨作 きよ美		

5 議題等

議案第16号 代決処分の承認を求めるについて(銚子市立高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定)

6 議事の内容

【職務代理者】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和7年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

3月12日に開催いたしました令和7年3月教育委員会臨時会及び3月26日に開催いたしました3月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【職務代理者】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

**【職務代理人】**

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

**【職務代理人】**

(別添資料により報告)

**【職務代理人】**

その他、教育委員の皆さんより報告することがございましたら、お願ひします。

**【職務代理人】**

今回は報告事項が2件ありますので、まず「放棄した債権の報告について」、所管課長から報告をお願いします。

**【学校教育課長】**

放棄した債権の報告について、銚子市債権管理条例第14条第1項第1号及び第6号の規定により、学校給食費に係る債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告申し上げます。別紙 債権放棄調書をご覧ください。

最初に、放棄した債権の名称は、学校給食費負担金です。次に、債権放棄の年月日は、令和7年3月31日で、時効は5年となっておりますが、今回、債権放棄しました時効は、令和2年度の民法の一部改正がありましたが、改正される前の2年の時効を適用したものです。

次に、債権放棄の事由としましては、銚子市債権管理条例第14条第1項第1号に該当する生活困窮は、人数は5人、件数は16件。債権の額は、6万4千850円となっています。

また、同上第1項第6号に該当する時効は、人数は104人、件数は794件、債権の額は、334万5千227円となっています。債権発生の各年度の詳細につきましては表のとおりでございます。

今回の案件において、最初に、第1号の生活困窮では、準要保護世帯に認定された世帯が認定前に滞納した学校給食費について、資力の回復が困難で、回収の見込みがない債権を放棄したものです。

次に、第6号の時効では、平成21年度から令和元年度の債権において、先ほども申しましたが、令和2年度から民法の一部改正により学校給食費の時効は5年度となりましたが、今回放棄しました債権は、改正前の時効2年の債権であり、これを適用し放棄したものです。以上で報告を終わります。

**【職務代理人】**

以上で報告は終わりました。

ただいまの報告に対しまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

**【職務代理人】**

私が質問いいですか。平成29年度、元年度と額が急激に減っていますが、これはなぜでしょうか。

**【学校給食センター所長】**

今回債権放棄いたしました内容につきましては、平成21年度から25年度までに発生した債務者、表ですと104人、794件とあるんですけど、こちら延べ人数と

なっておりますので、基本的には、この年度の21年から25年度の間の33人の債務者について放棄したものでございまして、中には26年度以降、令和元年度までかかってしまう方もいらっしゃいますので、このような数字が尻すぼみというんですかね、そのようなことになっております。あくまでも債務者属性ということで放棄させていただきました。26年度以降も債務は残っているんですけども、こちらはまだ実際にお支払いいただく予定の方もいらっしゃいますので、公平性という観点からですね、26年度以降は、また来年度以降に処理すべきものは処理していくと考えております。以上です。

【職務代理者】

分かりました。ありがとうございました。必ずしも改善しているということではないということですね。

【藤本委員】

私も同じところだったんですが、平成30年度は無いんですか。

【学校給食センター所長】

30年度は該当することはございませんでした。基本的に平成21年度から25年度までの債務者の債権額に対しまして、このなかでは平成30年度は無かったということになります。

【職務代理者】

よろしいでしょうか。

【藤本委員】

はい。

【職務代理者】

そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。

【職務代理者】

無ければ、続きまして、「令和6年度卒業生進路について」、市立銚子高校事務長から報告をお願いします。机上にお配りいただいた資料以外に資料がありますか。

【銚子高等学校事務長】

机上に置かせていただきました資料のみです。銚子高等学校の令和7年度入試、令和6年度卒業生の進路先の資料となりますので、ご確認ください。以上です。

【職務代理者】

ありがとうございます。合格者一覧ということで机上に配られましたが、これについて、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【藤本委員】

浪人生というのはどの辺りまで把握されて、何年分とかあるんですか。最近、浪人する人も減ってきているかなと思うんですけど。

【銚子高等学校事務長】

浪人生につきましては、報告があった人数のみで、一浪だけではないと聞いていますが、あとで確認してお返事させていただきます。

【職務代理者】

はい。あとでまた教えてください。手元に昨年度のものが無いので比較ができないですが、ほかによろしいでしょうか。

**【職務代理人】**

またあとで何かご質問がありましたら、市立銚子高校に質問してください。  
それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、藤本委員、大木委員を指名します。

**【職務代理人】**

続きまして、日程第2 議案第16号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職 員 朗 読)

**【職務代理人】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第16号「代決処分の承認を求めるについて」、提案理由を説明いたします。議案第16号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定により、これを報告し、その承認を求めようとするものです。

代決処分は、「銚子市立高等学校教育職員の義務教育等教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」、教育委員会を開く暇がなかったため、代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明します。令和6年10月8日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給料表改定にあわせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、別表の義務教育等教員特別手当額の改定を行い、令和7年4月1日から適用するものです。以上で議案第16号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

**【職務代理人】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【職務代理人】**

なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【職務代理人】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】 (挙手)**

**【職務代理人】**

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり承認することと決しました。

【職務代理人】 閉会宣言 午後3時21分

以上をもちまして、令和7年4月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会會議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年5月23日

署名委員 藤本一雄

署名委員 大木かおり